

横浜市監査委員公表第1号

住民監査請求に係る監査結果の公表

(平成24年11月26日受付第49号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を公表する。

平成25年1月22日

横浜市監査委員

川内克忠

同

山口俊明

同

尾立孝司

同

森敏明

同

仁田昌寿

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には理由がないと認めます。

第2 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成24年11月26日

3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は追加証拠を提出するとともに、平成24年12月21日に陳述を行いました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、財政局職員が立ち会いました。

4 請求・陳述の要旨

(1) 請求の趣旨

財政局長は、旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）を制定し、旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会（以下、「本件委員会」という。）を組織し、4名の者が本件委員会委員に就任しました。横浜市長は、4名の委員に対し、本件委員会の出席の報酬として、平成24年1月に1人当たり75,000円、総額300,000円を支払いました。

財政局長が設置した本件委員会は、市民の財産である学校用地を民間に売却し、その活用を促すために売却先（事業予定者）を募り、その事業予定者を決定するに当たり、民間有識者4名によって、事業希望者から提出された提案書を審査し、事業予定者を選定し、執行機関である横浜市に諮問するというものでした。

本件委員会の委員の権限は、横浜市の執行機関である財政局長の委嘱を受け、学校用地売り払い先決定という結論を導き出すために審査を行い、執行機関にその結果を諮問するというものであるから、このような委員会は地方自治法第138条の4第3項に言う「附属機関」あたります。法の定めによれば、執行機関がこのよう

な附属機関を設置するには、すべて条例によらなければならない、要綱によるものは設置そのものが無効であるとされています。このことについては、たくさんの裁判・判例があります。

財政局長は、条例の定めによらないでおこなう委員会の設置は法律違反であることを十分に知っていたことは明らかです。

また、設置要綱第11条では「会議は横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条の規定により非公開とする。」旨の記載がありますが、この条例第31条は附属機関の会議に適用されるものであり、本件委員会が附属機関であったことがわかります。

設置要綱を定めて当該附属機関を設置した当時、横浜市では「横浜市附属機関設置条例」が横浜市議会に上程される準備が進んでおり、可決されることも承知していました。このような審査委員会を設置しようとするなら、議会で承認されようとしている条例の成立を待てばよいのであって、あえて違法を承知で、要綱を定めて附属機関を設置する正当な理由などありません。

財政局長は、違法を承知で附属機関である委員会を設置し、無効な委員会を開催し、違法に選任した4名の委員に審議を行わせて、報酬を支払いました。

(2) 結論

財政局長は、地方自治法に違反することを承知で要綱を定め、委員会を設置し、委員を選任し、その委員に報酬を支払ったことは財務会計上の違法行為と断定できます。

しかも、その要綱は、横浜市事務決裁規程に違反して、特に重要な事案に対する要綱であるにもかかわらず、市長・副市長決裁を省略して、局長決裁で済ますという暴挙にもでています。

違法に支払われた委員に対する報酬は、本件委員会は臨時に設けられたものであり、今後、当該土地を売り払うなどするとき、必ずしも設置されなければならない委員会ともいえないことから、委員に支払われた報酬は、不当利得ともいえます。

横浜市長は、当該委員会の成立を無効と否定し、その存在を否認し、当該本件委員会委員に支払われた報酬を返還させる措置をとるよう求めます。

第3 関係職員の陳述

1 関係職員の陳述の聴取

平成24年12月21日に財政局職員から陳述を聴取しました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会いました。

2 関係職員の陳述の要旨

(1) 附属機関の見直しについて

横浜市では、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する「附属機関」と、市民等の意見を聴取し、市行政に反映させることを主な目的とし、要綱等により設置する「附属機関に準ずるもの」を有し、これらを審議会等と位置づけていました。

また、審議会等の設置及び運営については、「横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱」及び「横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱運用指針」を定め、適正化に努めていました。

しかし、これらの附属機関等の中には、社会情勢の変化により、設置の必要性が低下してきたものなどがあり、このような状況を踏まえ、附属機関等をより適切に管理し、効率的に運営するため、平成23年9月に「附属機関等の見直しの指針」を策定し、全庁的な見直しを図りました。

見直しの基本方針として、平成23年度にあった審議会等及び区局が独自に設置しているものを対象に見直しを実施し、平成24年度から附属機関に位置づけるものと、懇談会とするもの、連絡調整会議等にするもの、廃止するものに見直すこととされました。

区局が独自に設置してきたものについても、委員会の意見を取りまとめ、また、区局長等へ答申、提言等をしているような合議体の会議形式をとっているものは、附属機関に位置づけ、適正化を図ることとされ、本件委員会のように、事業者等を選定するものについては、附属機関に位置付けることとされました。

これら見直し後の運用は、平成24年4月1日から、新たに制定された「横浜市附属機関設置条例」の施行とともに開始されることとなりました。

(2) 本件委員会の設置について

本件委員会は、見直し後の運用が開始となる以前の平成23年度において、当初予定していた事業スケジュールと従前における本市運用の例に従い、また、事業者選

定における審査の客観性を高める手法として、他都市でも多く行われていた例と同様、財政局独自に要綱を定めて設置し、その適正な運営に努めてきたものです。

具体的には、平成23年1月に公募概要を公表し、同年7月より公募要項の配布を開始しました。その後、同年10月20日に本件委員会を設置し、合計3回開催し、本件委員会の選考結果を踏まえ、12月27日に本市が事業予定者を決定しました。また、同日をもって、本件委員会は終了となりました。

以上のとおり、本件委員会については、附属機関の適正化を図る中ではありましたが、見直し後の運用が平成24年4月1日から開始されることとされていたことや、専ら事業予定者を選定することを目的に設置されたこと、さらに、平成23年度中に事業予定者を決定する必要がある、活動も平成23年度中に終了する見込であったことから、従前の運用の例に倣い、財政局で要綱を定めて設置する委員会としていました。

(3) 各審査会委員に対して支出した経費について

「横浜市資産活用基本方針」では、比較的大規模な土地の売却にあたっては、価格のみで事業予定者を決定する一般競争入札の方法だけでなく、より周辺地域の環境に配慮して事業予定者を選定できるように、事業者の提案を重視する公募売却の方法により実施することを定めています。

事業提案の審査にあたっては、事業主体の経営状況や財務内容等、また提案事業に関する事業収支や資金計画の健全性、さらに施設整備計画や事業計画の妥当性等の評価を行うための知識が求められます。そのため、これらの知識を有する外部有識者で構成する第三者委員会を設置し、客観的かつ専門的観点から審査を行い、その意見を参考として、横浜市が事業予定者を決定しています。

本件委員会も、同様の考えに基づき設置したものであり、委員も一級建築士2名、金融関係者1名、公認会計士1名の計4名で構成されており、各委員はそれぞれの専門領域の知見に裏打ちされた審査を行い、その結果を財政局長に対して報告するなど、所掌事務を適切に遂行しています。

審査委員に対する謝金は、1人あたり1回25,000円を3回分、総額30万円支払っていますが、本件支出は、審査委員が本市に提供した役務の対価として支払ったものであり、その金額についても、社会通念上、妥当なものであり、委員の不当利得には当たらないと考えます。

(4) 設置要綱制定に関する横浜市事務決裁規程の取扱いについて

横浜市事務決裁規程第1条では、「市長の決裁事項及び副市長以下の専決事項等を定め、決裁処理の責任の明確化及び事務処理の能率化を図ることを目的とする。」とされています。

さらに、同規程第3条では、市長の決裁事項並びに副市長、局長、部長及び課長の専決事項を定めています。

本件の場合、公募を実施する際の方針伺については、公募価格が1億円以上であったことから、同規程別表1「財産に係る事項」にあるとおり副市長専決としました。なお、当該方針決裁の中で、外部委員による審査委員会が審査を行い、その報告を受けて、本市が事業予定者を決定することを明記していました。

その上で、設置要綱の制定の決裁については、財政局が執行する業務に必要な要綱であるため、「文書等に係る事項」にあるとおり、財政局長専決としました。

【別表第1】

財産に係る事項

市長決裁事項	副市長専決事項	局長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
削除	1件 100,000,000円以上の財産の売却、譲与その他の処分に関する事 こと。	1件 100,000,000円未満の財産の売却、譲与その他の処分に関する事 こと。	1件 50,000,000円未満の財産の売却、譲与その他の処分に関する事 こと。	削除

文書等に係る事項

市長決裁事項	副市長専決事項	局長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
特に重要な達、通達、要綱及び要領の制定及び改廃に関する事 こと。	重要な達、通達、要綱及び要領の制定及び改廃に関する事 こと。	達、通達、要綱及び要領の制定及び改廃に関する事 こと。		

第4 監査対象事項の決定

請求書及び同請求書に添付された事実証明書、追加証拠並びに請求人の陳述を検討した結果、本件委員会を要綱で設置したことは違法であり、審査委員に支払われた報酬は不当利得に当たるので本件委員会委員に対して不当利得返還請求権を有しているか否かを、監査対象事項と決定しました。

なお、請求人は、本件委員会の成立を無効と否定し、その存在を否認することを求

めていますが、その判断は非財務会計行為であり、財務会計上の行為を対象とする住民監査請求の対象とはなりません。

第5 事実関係の確認

監査対象事項に関し、次の事実関係を認めました。

1 附属機関の設置及び職務権限について

附属機関の設置及び職務権限について、地方自治法には次のように定められていることが認められます。

地方自治法

(委員会・委員及び附属機関の設置)

第138条の4

第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(附属機関の職務権限・組織等)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

2 附属機関に関する行政実例について

附属機関に関しては、次のような行政実例が示されていることが認められます。

(1) 昭和27年11月19日行政実例

執行機関の附属機関たる性格のものであれば、名称のいかんを問わず、また、臨時的、速急を要する機関であってもすべて条例によらなければ設置できない。

なお、急を要し議会を招集して条例を制定する暇がないときは、第179条第1項の規定により長において専決することができる。

(2) 昭和28年1月16日行政実例

県職員だけで構成されている法令審査会のごときものは、知事の補助活動の一形態にすぎないから、特に条例をもって定める必要はない。

3 附属機関に関する判例について

附属機関に関しては、最高裁判所の判例は存在しませんが、次のような下級審裁判例があることが認められます。

(1) 平成14年1月30日さいたま地方裁判所判決

地方自治法第138条の4第3項にいう「附属機関」とは、執行機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関を総称するものであって、その名称は問わないものであり、また、そこにいう「審査」とは、特定の事項について判定ないし結論を導き出すために内容を調べることを、「諮問」とは、特定の事項について意見を求めることを指す比較的広い外延を有する概念である。

更に、この規定は、附属機関は法律又は条例の定めるところにより設置することを要し、地方公共団体の長のそれより下位の行政の内部規律、例えば決裁により制定される要綱などで設置することを許さない趣旨を含むものと解される。附属機関の設置は、法令に特別の定めがない限り、各執行機関において規則、規程その他の内部規律に基づいて任意に行うことができるものとされていた従来の取扱いを改め、今後は、行政組織の一環をなす附属機関の設置は、すべて条例に定めなければならないこととする趣旨で本条が新設された経緯（昭和27年8月法律第306号）からみても、このように解するのが相当である。

(2) 平成21年6月4日広島高等裁判所岡山支部判決

附属機関とは、執行機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な調停、審査、諮問、調査等を行うことを職務とする合議制の機関であり、その名称は問わない。

(3) 平成23年3月23日横浜地方裁判所判決及び平成23年9月15日東京高等裁判所判決

附属機関とは、執行機関が行政の執行権を有するのに対し、執行機関の行政執行のため、あるいは行政執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行うことを職務とする機関をいうところ、地方自治法第138条の4第3項の文言に照らすと、附属機関を法律又は条例によらず、要綱等により設置することを禁ずる趣旨をも含むものと解される。

4 旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会について

本件委員会は、「用途廃止施設後利用の方針の変更について」（平成23年5月25日財資経第16号）で決定された事業予定者の選定方法に従い、平成23年10月20日財資経第166号による設置要綱に基づき設置されており、設置要綱には次のとおり規定されていることが認められます。

旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会設置要綱
(設置)

第1条 「旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募事業」において、応募者の中から事業予定者を選考することを目的として、「旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会」を設置する。

(設置期限)

第2条 前条に規定する審査委員会の設置期限は、当該案件の事業予定者決定の日までとする。

(所掌事務)

第3条 審査委員会は、審査における審査項目を定めるとともに、それに基づいて事業提案の内容を審査し、応募者の中から事業予定者を選考する。

2 審査結果は、横浜市財政局長へ報告する。

(組織)

第4条 審査委員会の委員は、今回の活用事業の審査内容に精通する有識者4名によって組織されるものとする。

2 委員の依頼は、横浜市財政局が行う。

(委員長)

第6条 審査委員会に委員長を置く。

(審査委員会会議)

第7条 審査委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 審査委員会は、委員数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は、委員長が決定する。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、財政局管財部資産経営課に置く。

(委員に対する謝金)

第9条 審査委員会委員の委員会出席に伴い、1人1回あたり25,000円の謝金を支出することとし、支払い手続きは事務局で行う。

(会議の非公開)

第11条 会議は横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条の規定により非公開とする。

5 本件委員会の委員について

本件委員会の委員は、設置要綱第4条に基づき平成23年10月20日付で、事業主体の経営状況、財務内容や資金計画の健全性、施設整備計画の妥当性等に関する審査の経

験がある外部有識者4名に依頼されており、第1回の本件委員会会議の際に、設置要綱第6条に基づき本件委員会委員長が選出されていることが認められます。

6 本件委員会会議の開催状況について

本件委員会会議については、計3回開催されており、委員は全員出席していることが認められます。

(開催状況)

第1回 平成23年11月17日(木) 午後2時から午後4時30分

第2回 平成23年11月25日(金) 午後2時から午後4時30分

第3回 平成23年12月9日(金) 午後2時から午後4時30分

7 本件委員会の審査結果の報告について

本件委員会の審査結果は、平成23年12月14日に本件委員会委員長から財政局長に対し、「旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募事業における選考結果について」として報告されており、報告内容は、選考結果、審査講評、各提案の評価及び結びで構成されていることが認められます。そして、この報告を踏まえ、平成23年12月27日に本市が事業予定者を決定したことが認められます。

8 本件委員会委員への謝金について

平成24年1月20日に、3回分の謝金(合計:300,000円)が支払われていることが認められます。なお、謝金の単価については、他の同様の審査会(金沢区鳥浜町土地事業予定者審査会等)と同一なことが認められます。

(支払金額内訳)

¥300,000.- = @25,000.- × 4名 × 3回

9 横浜市審議会等の設置及び運営について

本件委員会が設置された当時には、「審議会等」について次のように要綱や運用指針が示されていたことが認められます。

<横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱>

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、別表に定める地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審査会、審議会、調査会等の附属機関及び要綱等により市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会が設置する附属機関に準ずるものをいう。

<横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱運用指針>

1 指針の目的

この指針は、「横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱」（以下「要綱」という。）の適正な運用に当たっての留意事項を定めるものとする。

2 要綱の対象となる審議会等の範囲（第2条関係）

(1) 「審議会等」とは、要綱第2条に定める審査会、審議会、調査会等の附属機関及び附属機関に準ずるものをいう。

(2) 「附属機関に準ずるもの」とは、市民等の意見を聴取し、市行政に反映させることを主な目的として設置するものをいう。

したがって、次に掲げるものについては、この要綱の対象となる審議会等の範囲から除く。

ア～カ （省略）

キ 専ら事業者の選定を目的とするもの

ク （省略）

10 附属機関等の見直し指針について

平成23年9月2日に、総務局しごと改革推進部より各区・局・統括本部あてに、「『附属機関等の見直し指針』の策定について」という通知が送付されており、各附属機関等の所管において、この指針に基づき実態に即した見直しの実施を求めていることが認められます。

この指針では、附属機関の基準が次のように示されています。

「附属機関」は、以下の要件を全て満たすもの

要件	内容
設置主体	横浜市（市長及び行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）、公営企業管理者等）
委員構成	学識経験者や公募市民など、原則として、本市職員以外の者のみで構成する。
設置根拠	法律又は条例
会議形態	合議体（※）であること

※ 合議体とは、委員長等を選任し、定足数や議決方法などを規定しており、会議において審議、協議した結果、意見を取りまとめたり、市に対し提言等を行う組織体である。

11 不当利得について

(1) 民法

民法には、次のように定められていることが認められます。

(不当利得の返還義務)

第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのため他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

(2) 判例

次のような判例があることが認められます。

ア 平成23年3月23日横浜地方裁判所判決

本件委員会を要綱で設置したことが違法との評価を免れないとしても、このことから、直ちに各委員に支払われた謝礼が不当利得となると解すべきではなく、別途、各委員につき、民法703条所定の要件を充足するかどうかを検討する必要があるが、それに際しては、本件委員会の設置が無効であり、各委員の委嘱に瑕疵があったとしても、各委員が、事実上、委員として平塚市の業務である本件事業の検討に当たったことを踏まえることを要するというべきである。

(中略) 本件各支出によって各委員に支払われた金銭は、各委員が被告から本件委員会の委員に就任するよう依頼を受け、これを受託したことを受けて、受託の範囲の業務として会議に出席して提供した役務の対価であり、その額も、平塚市非常勤特別職のうち審議会等の委員に支払う報酬及び費用弁償額と同額に往復交通に要する実費相当額を加えたもので、相当な範囲内のものといえる。そうすると、本件委員会が、法138条の4第3項所定の審査又は諮問を行う附属機関に該当するとしても、この謝礼の受領が法律上の原因がない利得に当たるということとはできない。

イ 平成23年9月15日東京高等裁判所判決

上記アに理由を付加する

本件委員会の設置が違法であり、委員の委嘱も違法であるとしても、各委員が実際に役務を提供したものであり、本件謝礼がその役務提供に対する対価として相当なものである以上は、各委員の利得には法律上の原因があると評価されるのであり、(中略) 各委員らに民法703条に基づく不当利得返還請求をすることを求めることはできないといわなければならない。

第6 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断しました。

請求人は、本件委員会は附属機関に該当するので、要綱により設置することは地方自治法第138条の4第3項に違反し違法であり、違法に設置された本件委員会の委員に支払われた報酬は不当利得といえるので、本件委員会委員に不当利得を返還させるように主張しています。

本件委員会は、その目的、所掌事務からすると、旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募事業において、応募者の事業提案の内容を審査し、応募者の中から事業予定者を選考し、財政局長へ報告することを職務とする機関といえることができます。

また、本件委員会の組織は、審査に必要な専門知識に精通している外部有識者4名から構成されており、その活動においては、3回にわたり審査、選考について審議を重ね、委員会としての意見を取りまとめ、委員長から財政局長に報告するという、合議体による会議形態で行われており、横浜市は、その結果報告を踏まえ事業予定者を決定しています。

こうした本件委員会の実態や役割も含め行政実例や判例などから総合的に検討すると、本件委員会は執行機関の行政執行のため、あるいは行政執行に必要な審査、調査等を行うことを職務とする合議制の機関であるといえることができ、地方自治法第138条の4第3項における附属機関に該当するものといわざるを得ません。

確かに、財政局が主張するように、事業スケジュールや他都市でも多く行われていた手法であることもうかがえる状況から、横浜市の従前の運用の例に倣い要綱により設置したという事情が認められますが、本件委員会は条例に基づき設置すべきものであり、要綱で設置することは違法であると判断せざるを得ません。

しかしながら、本件委員会を要綱で設置したことが違法であったとしても、それにより、直ちに各本件委員会委員に支払われた謝金が不当利得となるのではなく、民法第703条所定の要件を充足するかを検討し、事実上、本件委員会委員としての業務に当たったかを踏まえて判断する必要があります。

本件委員会委員は、旧霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募事業において事業予定者を選考するにあたり、専門的知見を提供する有識者として財政局長より依頼され、合計3回の本件委員会に出席して専門的な観点から審議を行い、事業予定者を選考し財政局長に報告していることが認められます。その点からすると、各本件委員会委員

に支出された金銭は、財政局長から委員への就任を依頼され、これを受託したことを受けて、受託の範囲の業務として本件委員会に出席して提供した役務の対価であり、その金額も他の同様の審査会の委員と同額であり相当な範囲内のものといえます。したがって、本件委員会が地方自治法に定められた附属機関に該当するとしても、各本件委員会委員の謝金の受領は、法律上の原因がない不当利得に当たるとはいえません。

(平成23年9月15日東京高等裁判所判決等同旨)

よって、横浜市は不当利得返還請求権を有しておらず、不当利得を返還請求すべきという請求人の主張には理由がないものと判断しました。

(参 考) 住民監査請求書

横浜市職員措置請求書

1) 請求の要旨

1 横浜市財政局長柏崎誠は、その決裁によって、起案書別添第1号証のとおり平成23年10月20日「旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会設置要綱」なるものを制定し即日、「旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用公募審査委員会」を組織、その日に、別添第2号証の起案書のとおり、4名の者に対して委員就任を依頼し、その4名はその委員会委員に就任した。

その4名とは、該起案書に記載のある山崎武史・福留浩二・小泉雅生・山地清貴である。

2 横浜市長は、上記4名の委員に対して、上記委員会出席の報酬として、第2号証のとおり、平成24年1月一人当たり金75,000円、総額金300,000円の謝金を支払ったのである。

3 財政局長柏崎誠が設置した「旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会」は、別添第3号証「旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募要項」の記載に明らかなように、市民の財産である当該学校用地を民間に売却し、その活用を促すために売却先（事業予定者）を募り、その事業予定者を決定するに当たり、民間有識者4名によって、事業希望者から出された提案書を審査し、その中から事業予定者を選定し、執行機関である横浜市に諮問するというものであった。

該委員会の委員の権限は、横浜市の執行機関である財政局長柏崎誠の委嘱を受けて、学校用地売り払い先決定という結論を導き出すために、審査を行い執行機関にその結果を諮問するというものであるから、このような委員会は地方自治法138条の4ノ3に言う「附属機関」にあたる。

法の定めに依れば、執行機関がこのような附属機関を設置するには、すべて条例によらなければならないが、条例によらないで、例えば、今回のような財政局長決裁の「要綱」によるものは、設置そのものが無効であるとされているのである。このことについてはたくさんの裁判・判例があるから第4号証としてここに別添する。

4 財政局長柏崎誠は、この、条例の定めによらないでおこなう委員会の設置は法律違反であることを十分に知っていた。

財政局長は違法設置の理由を別添第5号証に自ら述べていることからしても、それは明らかである。

5 財政局長が要綱を定めて該附属機関を設置した当時、横浜市では、平成23年12月には別添第

6号証のとおり、横浜市附属機関設置条例が横浜市議会に上程される準備が進んでおり、その可決されることも局長は十二分に承知していた。

附属機関を設置するには「要綱では違法であり、条例によらなければならない」のであるから、今まさに議会で承認されようとしている条例の成立を待てばよいのであって、あえて、違法を承知で、要綱を定めて附属機関を設置する正当な理由など、ないのである。

5 財政局長柏崎誠は、違法を承知で附属機関である委員会を設置し、無効な委員会を開催し、違法に選任した4名の委員に審議を行わせて、その4名の者に、別添1号証の通りの報酬を支払ったのである。

2) 結論

財政局長柏崎誠は、地方自治法に違反することを承知で、「旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会設置要綱」を定め、委員会を設置し、委員を選任し、その委員に報酬を支払ったことは財務会計上の違法行為と断定できる。

しかも、その要綱なるものは、横浜市事務決裁規程に違反して、特に重要な事案に対する要綱であるにもかかわらず、市長・副市長決裁を省略して、局長決裁で済ますという暴挙にも出ているのである。

違法に支払われた委員に対する報酬であるが、該委員会は、臨時に設けられたものであり、今後、当該土地を売り払うなどするときに、必ずしも設置されなければならない委員会ともいえないことから、委員に支払われた報酬は、不当利得といえるものである。

横浜市長は、該委員会の成立を無効と否定し、その存在を否認し、該委員会委員に支払われた報酬を返還させる措置を取るようここに求める。

地方自治法第242条一項の規定により、別紙、事実証明書を添え必要な措置を請求します。